

# 官報号外

平成二十一年六月十九日

## ○国第七十一回 参議院会議録第三十一号

平成二十一年六月十九日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第三十一号

平成二十一年六月十九日

午前十時開議

第一 株式会社地域力再生機構法案(第百六十

九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院

送付)

第二 独立行政法人日本学術振興会法の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に

関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第五 国民年金法等の一部を改正する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

第六 特定地域における一般乗用旅客自動車運

送事業の適正化及び活性化に関する特別措置

法案(内閣提出、衆議院送付)

資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構を設立しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、この支援対象の中第三セクターが含まれていることに対する問題があるのではないかということで、第三セクターも早い再生が必要ではないか、そういう観点から修正が行われ、また、これに伴って政府原案の株式会社地域力再生機構の名称を株式会社企業再生支援機構に改めることといたします。

この経過を通じて、これ、本来は内閣府から提案されたもの、提出されたものであり、衆議院では内閣委員会で審議されました。このよう経緯を踏まえて経済産業委員会で質疑が行われました。

委員会においては、中小企業を取り巻く厳しい現状に対する認識と今後の中小企業の政策の在り方、機構における公正・中立性の確保と機構に対する政府出資の追加等、それから、ここの中で外された第三セクターに対してもどのような形で再生を行っていくか等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によって御承知おきください。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これまで投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 賛成 二百一十六  
反対 二百十八  
投票総数 八

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(江田五月君) 日程第二 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長中川雅治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川雅治君登壇、拍手〕

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十一年度一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであります。

なお、衆議院において、将来における我が国経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的推進について、より適切に位置付けるため、改正規定中、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とする文言を削る修正が行われております。

委員会におきましては、研究開発力強化に向けた国立大学附属病院の窮状改善策、研究課題の選定の在り方と資金の配分手続における公正性の確保、衆議院における修正理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。

○議長（江田五月君） 本法律案は、近年発生している海賊行為が海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となつてゐることから、船舶航行の安全確保

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたしました。

投票結果

二百二十九  
二百十五  
十四

賛成  
反対

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君） 日程第三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長 棚葉賀津也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○棚葉賀津也君登壇、拍手

○棚葉賀津也君 ただいま議題となりました海賊対処法案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年発生している海賊行為が海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となつてゐることから、船舶航行の安全確保

と国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為に對処するために必要な事項を定めるものであります。

委員会におきましては、金子國務大臣、浜田防衛大臣及び中曾根外務大臣に対し質疑を行うとともに、四名の参考人から意見を聴取し、さらに、麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

質疑の主な内容は、ソマリア沖・アデン湾での海賊事件多発の要因、諸外国の海賊対策の活動状況と米沿岸警備隊艦船の派遣の有無、海上保安庁巡視船ではなく自衛艦を派遣する理由、海上警備行動による護衛活動の現状、P-3C哨戒機派遣の目的、本案による自衛隊派遣に国会の事前承認規定を設けることの是非、本案による武器使用の在り方と武力の行使との関係、ソマリア情勢の安定化のための我が国の支援などですが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党藤委員より賛成、日本共産党的井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成少數をもつて否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君） 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。荒木清寛君。

以下、賛成の主な理由を申し述べます。

賛成理由の第一は、この法律を整備することにより、保護対象が外国船まで拡大され、海賊行為の抑止への協力を求めた国連海洋法条約や四度の国連安保理決議など、国際社会の要請にこたえることとなることであります。

現在実施しております自衛隊法第八十二条に基づく海上警備行動では、日本関係船舶しか保護す

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 公明党及び自由民主党を代表いたしました、ただいま議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

我が国は、経済社会及び国民生活の安定的な基礎となる各種エネルギー資源や鉱物資源、漁業資源、農産物、その他の資源の多くを海外からの輸入に依存しています。我が国は四方を海に囲まれており、我が国貿易に占める海上貿易の割合は約九九・七%と、そのほとんどを海上輸送に頼っています。このような我が国の海上交通路の安全が妨げられますと、我が国の経済活動、国民生活に重大な影響を及ぼすことになります。

このため、海上交通の要衝であるソマリア沖・アデン湾において多数発生している極めて凶悪な海賊被害に対し速やかに対策を講じることは、我が国の国益にならうとともに、海賊が人類共通の敵であることから、国際社会の責任ある一員としての役割を果たすことになるのは言うまでもありません。

あり、本法案が成立すれば、国連海洋法条約の精神を十分に体現できることになります。

賛成理由の第二は、民間船舶に接近する海賊船を停船させるための武器使用である停船射撃が盛り込まれたことあります。

しかし、これは新たな武器使用権限の拡大を意味するものではありません。現在の警職法第七条では、停船命令に従わない場合、武器使用が可能な職務執行に対する抵抗に当たるのかが不明確であるため、現場で判断を迷うことなく、的確な職務執行を可能とする補充規定という位置付けです。

賛成の第三の理由は、この法律に基づく武器使用は、憲法第九条に定める武力の行使には当たらないことは当然でありますが、実際の運用においても、抑制的に行われることあります。いわゆる人類共通の敵である海賊行為は、我が国の刑罰法令が適用される私人の犯罪行為であり、それへの対処は警察行為であります。よつて、海賊対処という警察活動での武器使用権限の整備であることから、自衛隊の海外活動全体の武器使用の無原則な拡大に結び付くものでないことは明らかであります。

賛成理由の第四は、自衛隊の派遣について国会報告を求めたことがあります。海賊行為への対処は警察行動であり、海上警備行動と同様に、国会の事前承認に関する規定を設けませんでした。本法案では、内閣総理大臣が海賊行為への対処を承認したときには、行動の必要性、区域、期間などを定めた対処事項の内容を遅滞なく国会に報告することとしております。また、一

定期間の海賊対処行動が終了した場合も、遅滞なく国会報告する旨も定めています。

自衛隊は的確な文民統制の下で運用することが求められていますが、海賊対処行動においても、各国に

これららの報告により、国会への説明責任は十分に果たすことができると考えます。

以上、現実的かつ国民の十分な理解と支持を得られる内容と確信をいたします。

ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を真に撲滅させるためには、国家体制が破綻しているソマリアを安定化させ、秩序と豊かさを取り戻すための援助と協力をを行うことが基本的に重要であ

り、我が国もこれまで以上に支援を行う必要があ

ります。

それとともに、現下の脅威である海賊行為といふ犯罪から国民の生命、財産を守り、海上における公共の安全と秩序に対する重大な脅威を取り除くために、一日も早く本法律案を成立させ、これに基づく海賊対処行動が行えるよう期待しまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(江田五月君) 一川保夫君。

〔一川保夫君登壇、拍手〕

○一川保夫君 民主党の一川保夫でございます。

民主党・新緑風会・国民新・日本を代表いたしまして、政府提出の海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、反対の討論を行います。

民主党は、海賊行為は人類共通の敵であり、国連海洋法条約においても、旗国主義の例外として、すべての国に取締りの権限を与えておりま

策を講ずる必要があると強く認識をいたしております。

特に、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、累次の国連安保理決議も発出され、各国に

積極的な取組が要請されており、同海域に艦船等を派遣して海賊対策に係る活動を行なうことは、我が国関係船舶の保護のみならず、国際社会への大きな貢献であると考えております。

民主党は、我が国における海賊対策は、一義的に海上保安庁の責務であると考えております。そのため、海上保安庁がしかるべき対応できるよう体制の整備を図る必要があると考えております。

海上保安庁のみで対処が困難な場合には、シリアンコントロールを徹底する見地から、国会の事前承認を得るとともに内閣に設ける海賊対処本部の一員とする仕組みの中で、自衛隊を派遣することとも認めるものであります。

また、武器使用基準の拡大についても、海上における警察活動であることから、警察官職務執行法に認められた武器使用に加えて、海賊行為を未然に防ぐための危害射撃を行うこともその必要性を認めるところでございます。

しかし、政府から提出された海賊対処法案は、海賊対処は海上保安庁が一義的とされながら、防衛大臣が特別の必要がある場合を判断をし、閣議を経て、自衛隊を出すことが可能となつております。判断の主体が海上保安庁ではなく防衛大臣ではなく、ほとんどジブチの港で給油を受けていることからも、海上保安庁の巡視船で十分実施することができます。

また、法案提出前に、まず自衛隊の派遣ありきで、海上保安庁では本当に対応が困難なのかどう

かという検討を先送りしたまま、我が国周辺海域を想定し、かつ恒常的活動とは考えていない海上警備行動を根拠として、海上自衛隊を泥縄式にソマリア沖に派遣したことは、極めて問題であると言わざるを得ません。

特に、ソマリア沖・アデン湾へ海上保安庁の巡回船を派遣できないとした理由として、日本から遠距離にあること、海賊の所持する武器に対応できること、各国が海軍の軍艦を派遣していることを挙げておりましたが、委員会の審査を通じて、それらの理由が必ずしも絶対的なものではなく、それらの理由が必ずしも絶対的なものではないことが判明いたしました。

まず、他国は軍艦や軍用機を派遣しており、コーストガードはいないとの主張については、アメリカの沿岸警備隊の巡回船が既に派遣されていることが当該ホームページに掲載されていたにもかかわらず、我々の指摘するまで全く誤った答弁を繰り返していましたが、現在、派遣されている護衛艦は一般的の通信で行なっていると認めています。

さらに、海上保安庁の船舶では他国の艦艇と密通信ができないとしておりましたが、現在、派遣されている護衛艦は一般的の通信で行なっていると認めています。

さらに、日本からの距離があるとの理由にしましても、アデン湾までは途中給油をすることと問題なく到着することが可能でございます。

現地での護衛活動に当たつても、二千キロを往復する任務であり、実際には護衛艦が洋上補給ではなく、ほとんどジブチの港で給油を受けていることからも、海上保安庁の巡視船で十分実施することができます。

また、政府は海賊が重武装であることも主張し

ておりますけれども、質疑の中で海上保安庁は、日本海で対処している北朝鮮の工作船の方がより強力で重武装であることを認めており、これも説得力のある理由とは言えません。

このように、政府の海上保安庁の巡視船を派遣できないという理由は、初めに海上自衛隊の護衛艦の派遣ありきの発想で考えられたものであり、全く説得力がありません。その理論構成がもはや破綻しているものであることが本院の審議の過程で明らかになつたものであります。

また、現在ソマリア沖・アデン湾で実施されている海上警備行動に基づく自衛隊の護衛活動について、その実施前に政府は、年間二千隻、一日現であります。実際の護衛船舶数は一日当たり一ないし二隻という、そういう実態でもございます。

民主党は、我が国周辺を越える海域での海賊対処に当たっては、国際協力の観点からも、海賊対処のための本部を設置し、我が国が持つ海賊対策のノウハウを一元的に集約することで、オール

ジャパンの体制で機動的に活動を行ふことが必要と考えております。

また、海上保安庁の対処のみでは対応困難な場合の判断は海上保安庁が行い、国土交通大臣が海賊対処本部の設置を内閣総理大臣に要請する仕組みを整えることで、海上保安庁に説明責任を果たさせ、自衛隊という実力部隊を遠洋に派遣することとありますから、国会の事前承認が必要であります。

以上の認識に立ち、衆議院で提案した事項について、本院においても真摯に与党との修正協議に臨んでまいりました。残念ながら、衆参の修正協議を通じて、与党からは、修正の必要なしとの事

の本質を全く理解しない的外れの回答しかありませんでした。

さて、本院における参考人質疑においても明らかになつたように、自衛隊によるソマリア沖・アデン湾における海賊対策は相当の長期にわたる活動が必要であるとの認識を述べております。また、浜田防衛大臣ですら、一般論としつつも、自衛隊の海外派遣には国会の承認が必要であるとの認識を示しておりました。

その上で、このような長期にわたる海外における自衛隊の行動について、国会の事前承認を行ひ、大多数の国民の理解を得るという政治の責任を明確にせずにして、現場で重い任務を課せられる隊員を送り出すことは残念でなりません。單に国会報告で事足りるという政府・与党の姿勢は、物事の本質から完全に目をそらすに等しいものでございます。

民主党が求めた海賊対処本部の設置にせよ国会の承認にせよ、国会によるシビリアンコントロールを徹底する見地から提案をいたしております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。  
〔議場閉鎖〕  
〔参考氏名を点呼〕  
〔投票執行〕

法案が真に海賊対処に役立つよう、そして海賊がいない平和な海になるように、また多くの国民の理解が得られるよう修正案を提案してきました。

麻生内閣の支持率の劇的な低下の下、与党の修正協議に対するしょくし定規な対応と、自衛隊での対処を安易に先行させているその姿勢は、国民に対する謙虚さを失つた自民党・公明党の姿勢にこそ大きな問題があります。

与党はその本質を全く理解しないままゼロ回答であったということに抗議の意を表すとともに、修正協議の決裂を受けて、本法案には反対せざるを得ないということを申し上げて、私の反対の討論といたします。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

足立信也君外百一名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。  
〔円より子君登壇、拍手〕  
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○円より子君 登壇、拍手

つきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(江田五月君) これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十票
白色票	九十九票
青色票	百三十一票

よつて、本案は否決されました。(拍手)

官 報 (号 外)

本法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需  
要不足に対処する観点から、平成二十一年及び平  
成二十二年において直系尊属から住宅取得等資金  
の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設  
するとともに、平成二十一年度及び平成二十二年  
度において試験研究を行つた場合の法人税額の特  
別控除の特例を設け、併せて交際費等の損金不算  
入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を  
講じようとするものであります。

委員会におきましては、交際費課税の法的根拠と経済効果、研究開発税制の有効性を検証していく必要性、住宅取得に係る贈与税非課税制度の目的等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して川上義博委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。牧山ひろえ君。  
〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕  
○牧山ひろえ君 民主党・新緑風会・国民新・日  
本の牧山ひろえです。

私は、政府提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。國民の麻生内閣への支持率は急速に低下し、今

や一〇%台を切ろうとしています。国民の信を問わず、總理大臣を替え続けたツケがこの結果であることは明白な事実です。官僚任せの政治で、即刻国民の信を問うべきであることを強く申し上げます。

消費税一二%が必要であるとの主張をしていますが、消費税を引き上げても国民のための社会保障の強化に充てられる保証もなく、財政赤字穴埋めのための増税になりかねないのです。そして、日本本の借金は今や八百兆円。赤ちゃんから御年配の方々まで、なぜ七百万円近い借金を背負わせるのでしょうか。国民の信を問うていない政権が勝手に借金を作ることは断じて許せません。

反対する第二の理由は、本法律案が理念なき税制改正であり、効果も定かではなく、格差を更に拡大させるからです。

政府は緊急経済対策の名の下に、住宅取得のた

消費税一二%が必要であるとの主張をしていましたが、消費税を引き上げても国民のための社会保障の強化に充てられる保証もなく、財政赤字穴埋めのための増税になります。そして、日本の借金は今や八百兆円。赤ちゃんから御年配の方々まで、なぜ七百万円近い借金を背負わせるのでしょうか。国民の信を問うていない政権が勝手に借金を作ることは断じて許せません。

反対する第一の理由は、本法律案が理念なき税制改正であり、効果も定かではなく、格差を更に拡大させるからです。

政府は緊急経済対策の名の下に、住宅取得のための时限的な贈与税の軽減、研究開発税制の拡充、中小企業の交際費課税の軽減を行おうとしていますが、まず、住宅取得に係る贈与税の非課税措置については、そもそも不動産を所有していない人には何のメリットもないこと、研究開発税制の拡充については、九八%近い減税額が大企業に適用されているのが実態で、補助金と同じ効果を持つ租税特別措置の透明化を図るよう見直しが図れていないこと、中小企業の交際費課税に関して言えば、そもそも交際費が使えるほどの余裕がない企業にとつては何のメリットもないことが明らかです。

そうではなくて、今本当に必要な政策は、生活に苦しんでいる国民に焦点を当てる、光を照らすことです。

失業して苦しんでいる人が少なくとも三百五万人います。住むところ、食べるものに困っている人が本当に多いんです。四十六もの基金をつくるためにこうした方を救うべきではありませんか。

介護施設に入所できず困っている人、一方で厳しい労働環境と低賃金に耐えながらもけなげに介護を支えている方がいます。母子加算の廃止で苦しんでいる親子がいます。私たちは母子加算を復活させる生活保護法改正案を参議院に提出しました。およそ百八十億円で彼らの生活を支援することができるのです。義務教育の国庫負担削減により子供たちの教育環境が悪化しています。現行では国が三分の一を負担していますが、補正予算で計上された三兆円を充てれば国庫負担で賄えるのです。また、就学援助の基準が明確でないの、すべての子供にひとしく教育が施されていないのも悲しい現状です。十分な年金を受給できない、あるいは本来もらえるはずの年金がもらえない生活に苦しんでいる人がたくさんいます。厚生労働省のサンプル調査で、少なくとも百十八万人が無年金者であると推計されるのです。

こうした苦しんでいる国民に対して、天下り生存予算を何と説明するのでしょうか。本当に苦しんでいる国民に対して税金が使われるのではあれば、だれも異論を唱えることはないのでしょう。一昨日の党首討論で、我が党の鳩山代表は、人の命をまず大事にする政治というものをつくると明言しましたが、本当に生活に困り、行き場を失い、自ら命を絶つ方が増えていきます。

警察庁の統計によりますと、自殺原因の第一位は健康問題。もし満足に病院へ通うことができず命を絶つとしたら、どんなにつらいことでしょうか。私は、こうした悲惨な現実を税制面から何とかできないかと考えています。

控除申告割合を調査しましたところ、所得階層で七十万円以下の方は八%、三千万円の方は四〇%と、所得に比例して医療費を多く支払っている傾向があることが分かりました。所得による格差が

医療格差を生じさせるのであれば、憲法二十五条の、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するに反することになります。

そのためにも、例えば、医療費控除の十万円の壁を所得に応じて柔軟に変更すること、また、課税最低限の方には医療を受けやすくする仕組みを私は考えるべきだと思います。

以上、反対の理由を申し述べましたが、政府の理念なき選挙目当てのばらまき政策は、巨額の借金を後世に残すだけになります。眞の景気回復につながらないことは明らかであり、私たちは断じて賛成することはできません。

また、神奈川県が強力に推進している電気自動車普及事業のよう、次世代の物づくり産業の育成に重点を置いた政策を実行しなければなりません。町じゅうのあちこちに充電用スタンドを整備するなど、政治ができるることはたくさんあるのです。

さて、民主党は、ガソリン税などの暫定税率を廃止することを始め、厳しい経営環境にある中小企業を支援するための大胆な減税、全国各地で崩壊しつつある医療の再生、激務に耐えて働き続ける介護従事者への支援、月額二万六千円の子ども手当で子育て環境を充実、カロリーベースで四〇%に落ち込んだ食料自給率の抜本的な見直しのための農業の戸別所得補償制度、そして、既に私

たちは参議院で可決し参議院に送付しています

が、租特透明化法案など、具体的な政策をきちんと提案しています。いつでも政権を担当できます。

それに比べ、アニメの殿堂は安倍内閣時代から構想だと言ひながら緊急経済対策として補正予算に入れたのはどなたでしょうか。アニメの殿堂は緊急経済対策だった、是か非か。分かりやすい例として衆議院選挙で必ず問われます。

一番政治の力を必要としている人はだれなのか、今の政府・与党は、この法律案が示すように全くもつて分かつていません。もうばらまきはやめてください。天下りもやめてください。

苦しんでいる人を助けて、最も苦しんでいる人を助けるのが政治の仕事です。そのためには、一刻も早い解散・総選挙を行い、国民の信を問うべきであることを再度強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

苦しいでいる人を助けたい、最も苦しんでいる人を助けるのが政治の仕事です。そのためには、一刻も早い解散・総選挙を行い、国民の信を問うべきであることを再度強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

投票総数  
白色票  
青色票  
九十九票  
百三十一票  
よって、本案は否決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

足立信也君外百一名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されておりま

す。  
○議長(江田五月君) 日程第五 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

「辻泰弘君登壇、拍手」

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(江田五月君) 投票漏れはございません

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(江田五月君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じます。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票を参考に計算させます。

〔議場開鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票を参考に計算させます。

〔投票総数〕

二百三十票

九十九票

百三十一票

よって、本案は否決されました。(拍手)

第二に、消費税を含む税制の抜本的な改革を行ったため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずることが定められた所得税法等の一部を改正する法律の規定に従つて行われる今後の税制の抜本的な改革により、所要の安定財源の確保を図つた上で、二分の一の国庫負担割合を恒久化するとともに、その安定財源の確保が平成二十三年度より遅れる場合には、その間、臨時の財源の調達により対処しようとするものであります。

本法律案につきましては、衆議院において、平成二十一年四月一日とされていた施行期日を公布

〇辻泰弘君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十六年に成立した年金制度改革において規定されていた安定財源のための税制の抜本的改革を行つた上で、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることが定められていたことを踏まえ、それに対応した措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、平成十六年の改正法において規定されていた安定財源確保のための税制の抜本改革を行わぬまま今日を迎えている

中で、平成二十一年度から基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするために、平成二十一年度及び平成二十二年度においては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れを行うことにより、臨時の財源を確保し、現行の国庫負担割合と二分の一との差額に充当しようとするものであります。

の日に改める修正が行われております。

委員会におきましては、財政金融委員会との連合審査会を行うとともに、麻生内閣総理大臣にも出席を求めて、審査を行いましたところ、平成十六

年改正法において求められていた安定財源が確保されなかつた理由、国庫負担引上げの意義と、そのためいわゆる埋蔵金を用いることの妥当性、

平成十六年改正時に百年安心と称された経緯と今日的評価、現行の公的年金制度の持続可能性についての評価、公的年金制度の財政方式、財源確保の在り方及び消費税引上げの妥当性、年金制度の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、無年金・低年金対策等の必要性、公的年金制度における世代間の公平に関する見解、受給資格期間を二

十五年としていることの評価、年金給付抑制を図るマクロ経済スライドの実現可能性、賃金上昇率、運用利回り等財政検証の前提及び所得代替率算定方式の妥当性、国民年金保険料納付率低下の原因、年金財政への影響及び改善策、年金記録問題に対する取組に時間を使っている理由、社会保障費一千二百億円の削減方針の妥当性、国政選挙のマニフェストにおける年金改革プラン提示の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して川合孝典委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して小山本博司理事より賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成少

数をもつて否決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。衛藤晟一君。

〔衛藤晟一君登壇、拍手〕

○衛藤晟一君 自由民主党の衛藤晟一です。

私は、自由民主党、公明党を代表しまして、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に関しまして、賛成の立場から討論いたします。

少子高齢化が進展する中にあつて、社会保障の改革は、制度を将来にわたり堪え得るものにするために間断なく見直さなければならない重要な改革であります。医療、介護、年金と幅広い分野で、総合的、抜本的な改革が進められなければなりません。少子高齢社会の到来の中で、制度の維持、永続性をいかに確保するか最も大きな課題であります。我々与党は、政府と一丸となつて、国民の年金に関する安心を確保すべく、今後とも不斷に努力を重ねてまいります。

さて、平成十六年に公的年金制度について全面的な改革が行われました。保険料負担に上限が設けられるとともに、負担と給付の均衡を図る抜本的な改正が実現したのであります。仮に、抜本的な改革に手を着けなければ、毎年五兆円の赤字が累積され、積立金は国民年金で平成二十九年、厚生年金で平成三十三年に枯渇し、制度の維持が不可能となってしまうところでした。

今回の法改正による基礎年金国庫負担の二分の

基盤を盤石にするものであり、平成十六年の年金改革を仕上げる重要なものであります。一刻も早い法案の成立が求められます。

法案の中では、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げに関係して、その財源問題についてしっかりと政策手当てが規定されています。

まず、平成二十一年度、二十二年度は財政投融資特別会計の積立金の活用などによって財源が捻出されることになっています。そして、平成二十三年度以降は、税制改正法に基づく税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、二分の一を恒久化する旨の規定が明記されています。

国民の年金問題に対する不安感は、どのように税制などを改正し財源を確保するのか、明確になつてないことがあります。年金は、このレベルをどうするかということは、まさに負担とそして給付の関係の一点に尽きるわけになります。この点に関しては、今月下旬に閣議決定される予定の経済財政改革の基本計画二〇〇九において、新しい財政健全化の目標を設定し、同時に社会保障の機能強化と安定財源確保を具体化すると明言します。

また、課題になつている無年金や低年金に関しては、今後財政投融資特別会計の積立金の活用などしてその改善に努め、二十五年と受給資格期間が長いことに關しても見直す必要があると考えています。

大きな社会問題になつた年金記録問題に關しては、行政挙げての取組等により国民の不信心や不安感が徐々に緩和しているところであります。社

会保険庁に關しては、抜本的な組織改革が行われ、平成二十二年一月からは日本年金機構に移行し、全く新たな体制として生まれ変わります。

今後とも、政府・与党は一丸となつて、社会保障

府を改革し、年金記録の回復に向けて血の出るような努力を積み重ねることを国民にお約束する次第であります。

さて、国民年金法案の審議に關係して、議長に申し述べておきたいことがあります。

国民年金法案は厚生労働委員会の所管であり、同委員会で審議、議決することが委員会運営の筋であり、常識であります。委員長はその責務を自覚し、責任ある態度で委員会運営に臨むべきであります。

しかし、今回、財政金融委員会との連合審査が行われました。その理由として、委員長は、国庫負担の二分の一への引上げの財源を議論するためと言いますが、財源を規定する財源確保法と税制改革法は財政金融委員会の所管であり、しかも両法案は財政金融委員会での審議を経て既に成立し、今年三月三十一日に公布されています。改めて厚生労働委員会と財政金融委員会の連合審査をする必要は全くなかつたのであります。なお、財務大臣からの答弁を求めるなら、厚生労働委員会に来てもらつてもできたはずであります。

法案審議が長引く中で、今週月曜日の十五日には、ついに衆議院の議決後六十日を迎えるました。憲法五十九条の規定に基づき、衆議院は参議院が否決したものとみなせる時間帯に入つたわけであります。単に時間稼ぎのためにする審議が行われてきたと断ぜざるを得ません。

ちなみに、衆議院における審議時間は、先週まででも審議時間は二十五時間であり、我が厚生労働委員会におきましては、先週だけでも二十八時間、この延長した中で行われましたのは全体を挙げますと三十九・五時間であります。

六十日を超えた後も院としての意思が示されなかつた例としては、昨年通常国会での道路財源特例法案の審議がありましたが、これは委員会では六十日以内に採決されていましたし、本会議採決は土日をまたいだ関係で一日遅れたのであります。決して意図して遅れたというわけではありません。

憲法五十九条の考え方には、六十日という十分審議に必要な時間を取ることで、参議院での審議を促すとともに、期限を区切り、その間に院としての判断を示すべきとの考え方には立っています。これらは単なる手続論ではなく憲法の精神であり、よほどのことがない限り逸脱できない基準であります。

野党の諸君は、日ごろ憲法を守れと主張していますが、実際の委員会運営においては憲法の精神をないがしろにしており、全く理解に苦しむところであります。

議長におかれましても、最大会派の出身でありますから、こうした委員会運営の実態を知つていただくとともに、国民に恥じぬよう、筋の通つた法案審議が行われますよう関係者に注意を喚起していただきたい。そして、参議院軽視の状況が生まらないよう願う次第であります。

最後になりますが、大変厳しい経済状態の中で、国民はだれもがかつてないほど不安を感じて、國民年金法等の一部を改正する法律等の一部

います。こうした状況だからこそ、生活基盤である社会保障、とりわけ年金制度がぶれたり基盤が脆弱になつたりすることはあるかもしれません。今回の基礎年金国庫負担の引上げは、平成十六年の年金改革の総仕上げへ向けた必要不可欠の重要な措置であります。このことの重要性を野党の諸君にも十分御理解いただきたく思います。我々政府・与党は、国民生活の基盤をより盤石なものとする法改正を行うことをここに固くお約束し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) 梅村聰君。  
〔梅村聰君登壇、拍手〕

○梅村聰君 民主党・新緑風会・国民新・日本の梅村聰です。

私は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正案に反対の立場から討論を行います。

本題に入ります前に、一言申し添えたいと思ひます。ほかでもありません。麻生総理のリーダー

シップ、統率力は、もはや地に落ちております。そのことは、内閣支持率の急落がいみじくも証明しております、麻生内閣は文字どおり、命運が尽きかけております。

日本郵政会社の疑惑にまみれたかんばの宿一括売却問題では、経営責任者である西川善文社長を擁護し、逆に正義をかざして追及した鳩山邦夫総務大臣を更迭しました。明らかに国民の期待を裏切つたもので、空気の読めない麻生総理の本質、本性が露呈されました。

衆議院議員の任期切れが九月十日に迫つていま

く退陣するしかありません。マスコミの世論調査で明らかになつてているのは、国民の間では私たち民主党への政権交代の期待が大きく膨らんでいることであります。麻生内閣を最後に自民党政権に幕引きをするよう強く勧告をしておきます。

さて、年金は、国民、特に年寄りにとつては老後の生活の支えとなる柱の一つであります。一国の政治を担う立場からいえば、この年金をないがしろに扱えば、国民の皆様から手痛いしつべ返しを受けることは歴史が雄弁に物語つております。自民党がおとしの参議院選挙で敗北し、私たち民主党が本院で第一会派となり、与野党逆転をしたのがその良い例であります。言うまでもなく、消えた年金と言わざるをせん年金記録の取扱いが国民の年金制度に対する信頼を大きく失われ、政府・自民党への不信に直結したからであります。

今回の国民年金法改正案もまた、同じように抜本的な年金改革には程遠い内容であり、さらに国民の失望感を広げるお粗末な内容です。私たち民主党始め、野党として到底賛成するわけにはまいりません。

麻生総理は、かつて自らの著書の中で、年金制度について、もはや信用する人はだれもない、国民皆年金といううたい文句はもはや死語だ、抜本改革しか国民の信頼を取り戻すすべはないと主張されました。しかし、麻生総理が年金制度の抜本改革に向けて指導力を発揮されたとはとても思えません。

私たちが本法案に反対する最大の理由は、無責任で場当たり的な年金改革の姿勢を許すことがで

きないからであります。基礎年金の国庫負担割合を一分の一に引き上げる財源として、二〇〇九年度、二〇一〇年度の二年間については、いわゆる霞が関の埋蔵金、財政投融资特別会計の積立金から各年度二兆三千億円を超える金額を充てることにしています。これは、埋蔵金という不安定な財源に依存したものであり、安定的な財源を確保するという当初の目標を先送りしました。

一応、二〇一一年度以降については、税制の抜本的な改革で安定的な財源を充てる越し、明らかに消費税の引上げを想定していますが、同時に、安定的な財源を確保できない場合、臨時の法制化を併記しています。まさにぶれまくつて見るにしか言いようがありません。もう一度足下を見直し、一から出直せと言いたいわけであります。

五年前、二〇〇四年の年金改革において、政府・与党は百年安心の制度であることを強調しました。しかし、次第にその看板のメッキがはげ、実はいいかげんな中身であったことが暴露されつあります。

その端的な証拠と言えるのが、今回の審議の過程で明らかになつた財政検証のズさんさであります。例えば、財政検証の経済前提は、五年前の財政再計算における前提より高い、名目賃金上昇率二・五%、名目運用利回り四・一%を用いており、これまでの経済情勢に照らしても極めて実現性の低い数字に基づくものとなつております。そして、百年安心の売り物とも言える厚生年金の給付水準、所得代替率は、現役世代の手取り収入の

官 報 (号外)

五割確保が既に揺らいでいるのです。

厚生労働省は、保険料納付率八〇%を前提に、基本ケースでは二〇三八年度以降、給付水準が五〇・一%に固定されると試算していました。ところが、私たちの追及の結果、最新の保険料納付率

六一・一%を基に試算すると、給付水準が四八・九%と五〇%割れになることが明らかになりました。完全に政府・与党の公約違反であり、国民の目をくらますバラ色の夢をばらまいていたことが白日の下にさらされました。その上、現役世代の手取り収入の五割確保の算定根拠となるモデル世帯も現役世代の何割を占めるのか、政府自身もその実態さえつかんでおらず、意味を成さないものであることが明らかになりました。

さらに、声を大にして指摘したいのは、今まで

では世代間の給付と負担の格差が広がるばかりであり、国民、中でも若い世代の年金離れ、年金不信が止まらないことがあります。

例えば、来年七十歳の人は納めた保険料に比べもらえる年金額の倍率は五年前よりプラスになるのに、二十五歳の人は横ばいどころか国民年金ではマイナスとなり、世代間格差が拡大してしまいます。このため、若い世代ほど公的年金に対する不信が強く、国民年金の保険料納付率は低下しています。一九九二年度に納付率は八五・七%とピークを記録しましたが、その後低落傾向となり、二〇〇三年度にいったんは上向きに転じたものの、二〇〇六年度から再びダウンし始め、二〇〇七年度は六三・九%、二〇〇八年度は六一・一%となり、最低であった二〇〇二年度の六二・八%を下回りました。このままでは年金制度が崩壊しかね

ません。

私たち民主党は、国民の皆様が安心して老後を暮らせる年金制度として、全額を税で賄う月額七万円の最低保障年金を創設することを軸に据えた抜本改革案を既に提案しています。

すなわち、国民年金、厚生年金、共済年金の公的年金を一元化し、すべての国民が個人単位で一部の年金に加入します。基本になるのは報酬比例仕組みであります。この結果、生涯を通じて支払われた保険料の総額に応じて年金給付額が決まります。この給付額で最低限の生活が賄えない人については、税を財源とする最低保障年金で賄うわけです。

政府・自民党がこれまで繰り返してきた年金改革は実は名ばかりの改革であり、その本質は継ぎはぎだらけで無理やりに制度をつなぎ合わせてきたものであります。国民をだましてきたこのようなり方にはもはや終止符を打つべきです。民主

党の抜本改革案に同調するか、民主党案を基軸にして直ちに抜本改革に取り組むべきであります。

現にこの国会では、社会保険庁のミスで年金が未払になっていた場合、過去の物価上昇を考慮して遅延加算金を上乗せして支給する野党が提出しました。また、保険料を滞納した際の延滞利息を

改革に与野党一致で取り組み、成功しました。○議長(江田五月君) 梅村君、時間が超過しております。簡単に願います。

○梅村聰君(続) これを日本も見習うべきであります。

年金制度は、まさに国民一人一人の信頼感で支えられています。国民の間に不信感が高まれば年金制度は立ち行かなくなります。そうならないためにも、何よりもまず若い世代の年金不信をなくさなければなりません。それをやり遂げることができます。もはや国民の信頼を失いつつある政

府・自民党ではなく、私たち民主党であることを強く訴えて、私の反対討論を終ります。(拍手)○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

投票総数  
青色票  
白色票  
九十八票  
百三十一票

よつて、本案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第六 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田村耕太郎君。

○議長(江田五月君) 本号末尾に掲載

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。○議長(江田五月君) これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

このように、年金改革に向けた与野党の共同作業は十分可能であります。福祉先進国のスウェーデンでは、政権交代をきっかけに年金制度の抜本

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔田村耕太郎君登壇、拍手〕

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

近年のタクシー事業をめぐる長期的需要の低迷、タクシー車両数の増加などにより、事業經營や労働条件の悪化等の問題が発生している地域があります。

本法律案は、このような問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を発揮することが困難な特定の地域において、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において関係者等により組織される協議会による地域計画の作成、同計画に基づくタクシー事業者による特定事業及び減車などの事業再構築の実施、特定地域における道路運送法の特例について定めようとするものであります。

なお、衆議院において、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、タクシー制度の在り方の検討、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準の見直し等の修正が行われております。

委員会におきましては、タクシーの規制緩和に対する評価と本法律案の意義、本法律案による供給過剰対策の実効性の確保、衆議院修正を踏まえた今後のタクシー運賃等の在り方、タクシー事業の活性化のため、地域公共交通としての位置付けを明確化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

なお、本法律案に對して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七  
○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君） 午前十一時四十五分休憩  
〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君  
副議長 山東 昭子君

議員	山下 芳生君	風間 直樹君
	舟山 康江君	植松恵美子君
	紙 智子君	
	大島九州男君	
	仁比 聰平君	川崎 稔君
	青木 愛君	水戸 将史君
	加賀谷 健君	藤谷 光信君
	大門実紀史君	井上 哲士君
	犬塚 直史君	津田弥太郎君
	足立 信也君	藤本 祐司君
	市田 忠義君	那谷屋正義君
	岩本 司君	小池 晃君
	佐藤 幸久君	藤原 正司君
	藤田 公治君	山根 隆治君
	内藤 正光君	水岡 俊一君
	佐藤 佳丈君	島田智哉子君
	木俣 増子	大久保 勉君
	佐藤 輝彦君	島田清成君
	高橋 千秋君	尾立 源幸君
	石井 一君	富岡由紀夫君
	大石 正光君	大石 尚子君
	佐藤 泰介君	前川 清成君
	北澤 俊美君	白 真勲君
	中谷 智司君	島田智哉子君
	平山 幸司君	尾立 源幸君
	友近 聰朗君	柳澤 光美君
	川合 孝典君	神本美恵子君
	牧山ひろえ君	大石 尚子君
	行田 邦子君	今野 東君
	藤原 良信君	芝 博一君
	大河原雅子君	柳澤 光美君
	金子 恵美君	大石 尚子君
	相原久美子君	大石 尚子君

議員	谷岡 郁子君	田中 康夫君
	武内 則男君	
	大久保 勉君	
	島田智哉子君	
	富岡由紀夫君	
	蓮 航君	
	下田 敦子君	
	水岡 俊一君	
	小林 正夫君	
	喜納 昌吉君	
	藤原 正司君	
	山根 隆治君	
	池口 修次君	
	小川 勝也君	
	福山 哲郎君	
	辻 泰弘君	
	円 より子君	
	山根 隆治君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾立 源幸君	
	柳澤 光美君	
	神本美恵子君	
	大石 尚子君	
	前川 清成君	
	白 真勲君	
	島田智哉子君	
	尾	

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十九日

參議院會議錄第二十一號

議長の報告事項



官報 (号外)

国土交通委員 辞任 秋元 司君 谷合 正明君 環境委員 辞任 大久保潔重君 小林 正夫君 那谷屋正義君 渡辺 孝男君	補欠 長谷川大紋君 鰐淵 洋子君 外山 斎君 轟木 利治君 相原久美子君 加藤 修一君	投資の促進、保護及び自由化に関する日本国と ウズベキスタン共和国との間の協定の締結につ いて承認を求める件(第百七十回国会閣第 二号、衆議院継続審査)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 藤原 正司君 水落 敏栄君 丸川 珠代君	補欠 加藤 敏幸君	社会保障に関する日本国とスペインとの間の協 定の締結について承認を求める件(閣第 二号)
同日委員会において選任した理事は次のとおりで ある。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との 間の協定の締結について承認を求める件(閣 第号)
総務委員会 理事 二之湯 智君 (二之湯智君の補欠)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。
国土交通委員会 理事 鰐淵 洋子君 (鰐淵洋子君の補欠)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。
同日衆議院から次の議案が提出された。 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 案 第百六十四回国会衆第一四号)	同日衆議院事務長から本院事務総長宛、同日次 の議案は臓器の移植に関する法律の一部を改正す る法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名 提出)可決の結果、議決を要しないものとなつた 旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に 関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四 六号)	同日衆議院事務長から本院事務総長宛、同日次 の議案は臓器の移植に関する法律の一部を改正す る法律案(第百六十四回国会、金田誠一君外二名提出) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 案(根本匡君外六名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。
省各庁所管使用調書(その一)(第百六十九回国 会提出)	同日衆議院事務長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。
平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(その一)(第百六十九回国 会提出)	同日衆議院事務長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。
港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法 律案(閣法第二六号)	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改 正する法律案	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改 正する法律案
平成二十一年六月十九日 参議院会議録第三十一号 議長の報告事項 株式会社地域力再生機構法案	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する 法律案(閣法第六一號)審査報告書 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法 第六五号)審査報告書	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する 法律案(閣法第六一號)審査報告書 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法 第六五号)審査報告書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負つていける中堅事業者、中小企業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構を設立しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 二、費用

本法施行に要する経費として、平成二十一年度一般会計予算(内閣府所管)に約二千五百万元が、また、平成二十一年度特別会計予算(財政投融資特別会計投資勘定)に預金保険機構出資金として百億円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 事業の再生においては、市場における企業の自主的な取組を尊重すべきであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という)が事業の再生支援の決定を行うに当たつては、安易な企業の延命とならないよう、具体的な支援基準を定めるとともに、事業者のモラルハザードを招かないよう、その厳正な運用に

努めること。

また、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないよう、機構の業務実績に応じて、隨時必要な業務の改善等につき適宜指導すること。

二 機構は、事業再生計画の策定及び実施に当たつて、労使協議により労働者の理解及び協力を得ることができてゐるか等について慎重な確認を行うとともに、現下の厳しい雇用情勢にかかるがみ、雇用の安定に十分配慮すること。

三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支援協議会との緊密な連携を図りつつ、中小企業の積極的な再生支援に努めること。

また、中小企業者等の事業再生支援を行うに当たつては、業態の特性や事業の実態等を勘案して支援基準を運用するなど、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めること。

四 現下の経済情勢にかんがみ、機構の再生支援業務を円滑かつ適正に執行するため、今後も政府による必要かつ十分な追加出資、政府保証枠の拡充等を行う等、機構に対して万全の予算措置を講ずること。

五 現下の経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、公布後三か月程度を目標に本法律案を施行し、機構の設立及び再生支援業務を可能な限り速やかに開始できるよう準備を進めること。

右決議する。

## 株式会社地域力再生機構法案(第百六十九回)

国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よつてこれを送付する。

平成二十一年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

## 第八章 預金保険機構の業務の特例等(第五十一条—第五十七条)

第九章 雜則(第五十八条—第六十七条)  
第十章 儲則(第六十八条—第七十四条)

## 附則

## 第一章 総則

## 機構の目的

第一条 株式会社地域力再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようして地域の信託業者に対する金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負つてゐる

○中堅事業者 小企業者その他  
の事業者に対する金融機関

等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

## (定義)

## 第二章 設立(第六条—第十二条)

## 第三章 管理

## 第一節 取締役等(第十三条—第十四条)

## 第二節 地域力再生委員会(第十五条—第二十条)

## 第三節 定款の変更(第二十一条)

## 第四章 業務

## 第一節 業務の範囲等(第二十二条—第二十一条)

## 第二節 支援基準(第二十四条)

## 第三節 業務の実施(第二十五条—第二十八条)

## 第五章 財務及び会計(第三十九条—第四十四条)

## 第六章 監督(第四十五条—第四十六条)

## 第七章 解散等(第四十七条—第五十条)

五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号)の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

六 前各号に掲げる者(金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

(株式)

第三条 株式会社 企業再生支援 地域力再生機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

第四条 預金保険機構は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2 機構は、募集株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第七十三条第一号において同じ。)を引き受けける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五条 機構は、その商号中に株式会社	企業再生支援 地域力再生機
生機構という文字を用いなければならない。	援
機構でない者は、その名称中に地域力再生機	企業再生支援
構という文字を用いてはならない。	機
<h2>第二章 設立</h2> <p>(機構の設立の方法)</p>	
<p>第六条 機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならない。</p> <p>(定款の記載又は記録事項)</p>	
<p>第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項</p> <p>二 取締役会及び監査役を置く旨</p> <p>三 第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨</p>	
<p>二 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。</p> <p>一 会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨</p>	
<p>二 会社法第一百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め</p> <p>(設立の認可等)</p>	
<p>第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、機構の設立に際して発行する株式の全部を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p>	
<p>第九条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲</p>	

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、地域経済の再建に寄与し、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第十一條 会社法第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社地域力再生機構の認可の後株式会社地域力再生機構の成立前は、定款」と、同法第三十三条第一項中

「企業再生支援」  
「企業再生支援」  
「企業再生支援」  
「企業再生支援」

〔第三十三条第一項の公認人の認証〕であるのは、  
「株式会社<sub>〔企業再生支援〕</sub>地域力再生機構法第九条第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時發行株式の引受け」とあるのは「株式会社<sub>〔企業再生支援〕</sub>地域力再生機構法第九条第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時發行株式の引受け」とあるのは「株式会社<sub>〔企業再生支援〕</sub>地域力再生機構法第十一条第二項の認可」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社<sub>〔企業再生支援〕</sub>地域力再生機構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

### 第三章 管理

#### 第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(設置)

第十五条 機構に、<sub>〔企業再生支援〕</sub>地域力再生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## 官報(号外)

## (権限)

第十六条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第二十五条第三項前段の再生支援をするか

どうかの決定(同項後段の規定により支援決

定と併せて行う選定及び決定を含む。)

二 第二十八条第一項の債権買取り等をするか

どうかの決定

三 第三十条第一項の買取申込み等期間の延長

の決定

四 第三十一条第一項の出資決定

五 第三十三条第一項の対象事業者に係る債権

又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の

決定

六 第三十五条第一項の確認の決定

七 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百

六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事

項のうち取締役会の決議により委任を受けた

事項の決定

2 委員会は、前項第一号から第六号までに掲げ

る決定について、取締役会から委任を受けたも

のとみなす。

## (組織)

第十七条 委員会は、取締役である委員三人以上

七人以内で組織する。

2 委員の過半数は、社外取締役でなければなら

ない。

3 委員の中には、代表取締役が一人以上含まれ

なければならない。

4 委員は、取締役会の決議により定める。

5 委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認

可を受けなければ、その効力を生じない。

6 委員は、それぞれ独立してその職務を執行す

る。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて

これを定める。

8 委員長は、委員会の会務を総理する。

9 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委

員長に事故がある場合に委員長の職務を代理す

る者を定めておかなければならない。

(運営)

第十八条 委員会は、委員長(委員長に事故があ

るときは、前条第九項に規定する委員長の職務

を代理する者。以下この条において同じ。)が招

集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任

する委員の三分の一以上出席がなけれ

ば、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数を

もつて決する。可否同数のときは、委員長が決

する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関

係を有する委員は、議決に加わることができな

い。前項の規定により議決に加わることができな

い委員の数は、第二項に規定する現に在任する

委員の数に算入しない。

5 委員会は、議決に加わることができると認め

るべきは、意見を述べなければならない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認

めるとときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定さ

れた者は、第三項の規定による決議後、遅滞な

く、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

た事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項各号の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、

損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条规定第一項、第八百六十

九条、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定

九、本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

7 委員の退任による変更の登記の申請書には

第十九条 機構は、委員会の日から十年間、前条

第八項の議事録をその本店に備え置かなければ

ならない。

2 株主は、その権利行使のために必要があ

るときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求

を求ることができる。

1 前項の議事録が書面をもつて作成されてい

るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ

れているときは、当該電磁的記録に記録され

た事項を主務省令で定める方法により表示し

たもののが閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するために必要

があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の

議事録について前項各号に掲げる請求をするこ

とができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項

各号の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、

損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二

項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条规定第一項、第八百六十

九条、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定

九、本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

7 委員の退任による変更の登記の申請書には

これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

**第三節 定款の変更**

**第二十一条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。**

**第四章 業務**

**第一節 業務の範囲等**

(業務の範囲)

**第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。**

一 対象事業者(第二十六条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第二十五条第三項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」といいう。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。)

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。)

第四号及び第三十一条第一項において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣

本 事業活動に関する必要な助言

三 債権買取り等による債権の管理及び譲渡そ

の他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

**四 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分**

**五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務**

**六 前各号に掲げる業務に附帯する業務**

**七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務**

2 機構は、前項第七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けるなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

**第二十三条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令」と、**

「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

**二 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金**

融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

**三 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。**

**第二節 支援基準**

**二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二条第一項各号に掲げる業務の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。**

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)の意見を聽かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、及び事業所管大臣が前項の規定により意見を述べるに当たっては、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第三条第一項の基本指針及び同法第四条第一項の事業分野別指針との整合性に配慮しなければならない。

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関・産業活力再生特別措置法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第六十二条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするか

どうかを決定するとともに、その結果を当該申請に規定する中小企業者があらかじめ通知しなければならない旨を記載する。○(前項に規定する中小企業者があらかじめ通知しなければならない旨を記載する。)この場合において、機構は、再生支援をする。

ける事業再生計画の実施がその経済に影響を及ぼすこととなる地域をその区域に含む都道府県の知事に通知するものとする。

機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者に権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

事業分野の状態をいう)その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第六項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

の状況等に配慮しなければならない。

支那の政治と社会

に当たつては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

行わなければならぬ。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、当該成立の日から二年六月以内に行うことができる。

うとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(買取申込み等の求め)  
第二十六条 機構は、支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者（以下「対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のう

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣及び第六十一条に規定する場合における同条の各省各庁の長(次項において「事業所管大臣等」という。)並びに第一項の中込みをした事業者において

ち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」とい

う。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に

対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込

規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨をすべての関係金融機関等に通知しなければならない。

する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならぬ。

二 事業再生計画に從つて債権の管理又は処分

2  
をするとの同意(対象事業者に対する貸付  
債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再  
生計画に従つてその管理又は処分を機構に行  
わせるための信託の申込みを含む。)  
前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格  
を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

**第二十七条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、すべての**

関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしないことの要請（以下「回収等停止要請」という。）をしなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等  
期間が満了する前に、次条第一項に規定する買  
取決定を行い、又は第三十二条第一項第三号の

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（買取価格）

**第二十九条** 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

（買取申込み等期間の延長）

**第三十条** 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるもの（この額及び第二十六条第一項第二号に掲げる同

意に係るものとの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

(支援決定の撤回)

**(債権等の譲渡その他の処分の決定等)**

**第三十三条 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与へなければならぬ。**

第三十四条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他の機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回を行つたとき。  
二 買取決定等を行つたとき。  
三 出資決定を行つたとき。

第二十五条第七項から第九項までの規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していなき債務の免除を行う必要が新たに生じた場合における当該債務

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行つたとき。  
五 一の支援決定に係るすべての再生支援を完了したとき。

の免除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項

2 機構は、再生支援の申込みをした事業者ががらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回)を行なう。こなまくしていざ。

である。この場合において、同条第ノ項及び第ナ項中「第六項」とあるのは、「第三十三条规定第一項」と読み替えるものとする。

するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。  
**(資金の貸付けに関する機構の確認)**

3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から三年（第二十五条第十項ただし書の認可を受けて支援決定

**第三十五条** 対象事業者に係る支援決定の時から  
買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資  
金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構  
に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適

を行つた場合は、機構の成立の日から五年。以下この条において同じ。)以内に、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するよう努め

に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に

(出資決定)

**第三十一条 機構は、買取決定又は第二十六条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場**

機構は、前項の規定により支援決定を撤回<sup>一</sup>たときは、直ちに、対象事業者<sup>○</sup>（当該対象事業者及び関係金融機関）が第二十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者に第六十二条第二項の機関等（同項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者）

4 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から三年以内でなければならない。

なればならぬ

平成二十一年六月十九日 参議院会議録第三十一号 株式会社地域力再生機構法案

欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)

3 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

4 機構は、第一項の確認を行つた場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行つたときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行つていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十六条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係るすべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この分の決定の時までの間に当該対象事業者につい

て再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)において、前条第一項の規定により

機構が確認を行つた貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百五十五号)第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても平衡を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従つて対象事業者の債務を免除していること及びその額

一 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法で

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネッ

ターネットを利用する主務省令で定める方法で

4 機構は、第一項の確認を行つた場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行つた

ときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等

がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行つていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十七条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る買取決定等の時までに当該対象事業者に係る

すべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とある

第三十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、当

のは「再生事件(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。)」と、「再生債権と他の再生債権」とあるいは「更生債権(同法第二条第八項に規定する

更生債権をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第百六

十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要なときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

の事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剩余金の配当の特例)

第四十条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を

超えて、機構が発行している株式に対し、剩余金の配当を行わないものとする。

(剩余金の配当等の決議)

第四十一条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第四十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかるわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

## (政府保証)

第四十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

## 第六章 監督

## (監督)

第四十五条 機構は、主務大臣がこの法律の定めによることに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## (報告及び検査)

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するためには必要があると認めるときは、機構からその業務に報告をさせ、又はその職員に、機関の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることである。

## (政府の補助)

第五十条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

## 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

## 第七章 解散等

## (機構の解散)

第四十七条 機構は、第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

## (合併、分割又は解散の決議)

第四十八条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## (残余財産の分配の特例)

第四十九条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかるわらず、国庫に帰属する。

## (政府の出資)

第五十条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、

預金保険機構が第五十一条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保

要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

## 第八章 預金保険機構の業務の特例等

## 第五十一条 預金保険機構は、預金保険法第三十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

## 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。第五十五条及び第五十六条第二項において同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

## 三 条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

## (配当に相当する額の分配)

第五十五条 預金保険機構は、機構から剩余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十一条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

## (拠出金)

第五十六条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、地域力再生支援「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

## (区分経理)

第五十二条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(第五十六条において「企業再生支援」「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

## (政府の出資)

第五十三条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、

預金保険機構が第五十一条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保

機構に出資することができる。

## 2 預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## (拠出金)

第五十四条 預金保険機構は、第五十一条第一項各号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

## (企業再生支援)

第五十五条 預金保険機構は、機構から剩余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十一条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

## (地域力再生勘定の廃止)

第五十六条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、地域力再生支援「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

## (区分経理)

第五十二条 預金保険機構は、前項第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(第五十六条において「企業再生支援」「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

## (政府の出資)

第五十三条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、

預金保険機構が第五十一条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保

## (支拂)

2 預金保険機構は、前項の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十三条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

## (企業再生支援)

3 預金保険機構は、第一項の規定により地域力再生勘定を廃止したときは、預金保険機構の資

本金のうち政府の出資に係るものにつき、第五十三条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十七条 第五十五条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行つ場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社企業再生支援地域力再生機構法(平成二十一年法律第二号)以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものと除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十五条第一項各号に掲げる業務を除く。)を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第一百五十五条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の一、第二号に掲げる業務を除く。)とあるのは「業務(第四十条の二、第二号に掲げる業務及び機構法第五十五条第一項各号に掲げる業務を除く。)と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の一、第二号に掲げる業務を除く。)とあるのは「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)と、同法第一百四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)と、同法第一百五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十五条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第九章 雜則  
(主務大臣)

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第四十六条第二十五条第七項、第三十三条第一項及び第二項、第四十五条並びに厚生労働大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独行使することを妨げない。

臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独行使することを妨げない。

この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。

2 3 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、財務大臣及び経済産業大臣がそれぞれ単独行使することを妨げない。

臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独行使することを妨げない。

この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。

2 3 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。

産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。第六十六条第一項において同じ。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する旨が記載されている場合において、当該補助金等を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条及び第六条第二項において同じ。)が第二十五条第八項の規定に基づき同条第六項の期間内に意見を述べなかつたときは、当該期間が経過した日に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。

再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業活力再生特別措置法第二条第十八項に規定する特定認証紛争解決事業者をいいう。)及び認定支援機関(同法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制

は、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業活力再生特別措置法第二条第十八項に規定する特定認証紛争解決事業者をいいう。)及び認定支援機関(同法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制

は、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

第六十二条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第十一条第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三条第一項の経営資源融合計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

第六十三条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

第六十四条 機構は、その業務の実施に当たつては、政策金融機関等との協力等

は、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

第六十六条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

第六十七条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

第六十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

第六十九条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

第六十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十一条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十二条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十三条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十四条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十五条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十六条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十七条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十八条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第六十九条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第七十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第七十一条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第七十二条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第六十三条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十四条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十五条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十六条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十七条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第六十九条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十一条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十二条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十三条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十四条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十五条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十六条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十七条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第七十九条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第八十条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第八十一条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第八十二条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

第八十三条 機構は、債権の買取りに際しての適正時価の算定のためその他必要があると認めることは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求める

対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をするかどうかの判断その他の政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たつては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

## (融資等業務実施法人の協力等)

第六十六条 一般社団法人又は一般財團法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

## 2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又は

これに基づく命令を所掌する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に對する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たつては、対象事業者の事業

の再生を通じて地域経渋の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

の再生を通じて地域経渋の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

## (国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)

## 第六十七条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事

業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## 2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、

## 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十一条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たつては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図る観点から、相互に連携を図るように努めなければならない。

第七十条 第六十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

## 2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五条)第二条の例に従う。

## 第七十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第二項の規定による報告の名称中に「地域力再生機構」という文字を用いた場合は、十万円以下の過料に処する。

八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項、第二章、第十三条、第二十二条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条、第五十九条及び附則第八条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

一 第五条第一項、第三章、第十三条、第二十二条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条、第五十九条及び附則第七条及び第九条の規定、公布の日から施行する。

は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十条 第六十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五条)第二条の例に従う。

六 第四十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十九条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

六 第四十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十一 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十三 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十四 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十五 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十六 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十七 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十八 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十九 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十一 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十二 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十三 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十四 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十五 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十六 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十七 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十八 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十九 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

三十一 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二 第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

四 第二十五条第六項、第二十八条第四項、第三十一条第二項又は第三十三条第一項の規定に違反して、主務大臣に通知をしなかつたと

に違反して、主務大臣に通知をしなかつたと

五 第三十九条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

六 第四十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十一 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十三 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十四 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十五 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十六 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

十七 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十八 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十九 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十一 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十二 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十三 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十四 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十五 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十六 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十七 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二十八 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

二十九 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

三十一 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

三十二 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十三 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

三十四 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

三十五 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十六 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

三十七 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

三十八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十九 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四十 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

四十一 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

四十二 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四十三 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

四十四 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

四十五 第四十二条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

二二

三三

一三

一一

一〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

九

<div

二 附則第八条の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成二十一年法律第 六号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいすれか遅い日

## (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る。

## (経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に

地域力再生機構という文字を使用している者に

ついては、第五条第二項の規定は、この法律の

施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

第五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律平成十八年法律第四十八号)の施行の日前においては、第六十六条第一項中「一般社団法人又は一般財團法人」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とする。

第六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第五条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

第六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

企業再生支援  
株式会社地域力再生機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

五 株式会社地域力再生機構 株式会社企

業再生支援  
力再生機構から資産の買取りの申込みがな

された場合又は資産の買取りに係る入札の

実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「又は本」を「からへまで」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改める。

第七十六条第三項中「申出がなされた場合」の

下に「及び株式会社地域力再生機構から資産の

買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取

りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなさ

れた場合」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

3 株式会社地域力再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第一

二十四号(一)力中「若しくは特別取締役」とある

のは、「特別取締役若しくは株式会社地域

再生支援  
力再生機構法(平成二十〇年法律第一号)

第二十条第一項(登記)の委員」とする。

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の二項を加える。

株式会社地域力再生機構に対する第七十二

条の二十一第一項の規定の適用については、

平成二十〇年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の

事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する

資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」とあるのは、「銀行

法(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

(我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条中「株式会社地域力再生機構法」を「株式会社企

業再生支援機構法」に、「附則第七条」を「附則第六条」に改め

る。

附則第二十八条の見出し中「株式会社地域力再生機構法」を

「株式会社企業再生支援機構法」に改め、同条中「株式会社地域

力再生機構法」を「株式会社企業再生支援機構法」に改め、同条

のうち「株式会社地域力再生機構法第二十四条第三項」の下に「及び第二十五条第三項」を加え

る。

附則第二十八条のうち「株式会社地域力再生機構法第六十二条

の改正規定中「同条」を「同条第一項」に、「改める」を「改め、同

条第二項中「産業活力再生特別措置法第四十一条第二項第一号

又は第五号」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特

別措置法第四十一条第二項第一号」に改めるに改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第九条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九

年法律第七十四号)の一部を次のように改正す

る。

附則第五十五条中地方税法附則第九条に一項

を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の二項を加える。

株式会社商工組合中央金庫に対する第七

十二条の二十一第一項及び第二項の規定の

適用については、平成二十年十月一日から

平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第

一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額から、株式会社商

工組合中央金庫法平成十九年法律第七十

四号)附則第三条第一項に規定する転換前

の法人の事業年度のうち最終のものの確定

した決算に基づく貸借対照表に計上されて

いる資本金の額のうち政府が出資した金額

に相当する額から同法附則第五条第一項に

規定する主務大臣が定める金額を控除した

額に、平成二十年十月一日から平成二十一

年三月三十一日までの間に開始する各事業

年度にあつては十分の九を、同年四月一日

から平成二十二年三月三十一日までの間に

開始する各事業年度にあつては五分の四

を、同年四月一日から平成二十三年三月三

十一日までの間に開始する各事業年度にあ

つては五分の三を、同年四月一日から平成

二十四年三月三十一日までの間に開始する

各事業年度にあつては五分の二を、同年四

月一日から平成二十五年三月三十一日まで

の間に開始する各事業年度にあつては五分

の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ

官報 (号外)

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第十一条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中地方税法附則第九条に二項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の二項を加える。

17 株式会社日本政策投資銀行(次項において「会社」という。)に対する第七十二条の二

十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額(これらに兆円を超える場合には、一兆円とする。)」とする。

18 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額(同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。)から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項

中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十八項」とする。

一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度十分の九

二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の四

三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の三

四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

六 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

七 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

八 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

九 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十二 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十三 平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十四 平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十五 平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十六 平成三十六年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十七 平成三十七年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

十八 平成三十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度五分の一

(内閣府設置法の一部改正)

第十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項を次のように改める。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(3) (2) 定款の変更の決議

取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 合併、分割及び解散の決議

口 関係行政機関の事務の調整に関するこ

と。

二 株式会社地域力再生機構に関する次に掲

げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

会社法(平成十七年法律第八十六号)

第三十八条第一項に規定する設立時取

締役及び同条第二項第二号に規定する

設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の

決議

(4) 定款の変更の決議

口 関係行政機関の事務の調整に関するこ

と。

審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十八日

文教科学委員長 中川 雅治

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、平成二十一年度一般会計補正予算(文部科学省所管)に、先端研究助成基金補助金二千七百億円、研究者海外派遣基金補助金三百億円がそれぞれ計上されている。

政府及び関係者は、本法の施行に当たつては、早期に事業化が見込めるもの等に偏つたり、課題数を三十程度と限定することなく、ハイリスク研究等の取り扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たる者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、透明性を確保しつつ、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。

二、先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であること踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに

に、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供とともに、国民各層の幅広い活用を期すため、原則として公開すること。

三、総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定及び選定過程の公表を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。

四、独立行政法人日本学術振興会は、三千億円の新たな基金が設立された独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。

五、若手研究者的人材育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方にについて早急に抜本的見直しを行うこと。

六、基金を使って実施される先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務については、研究者や研究機関等から広く意見を聴取する等、基金化したことによる効果の検証を行うこと。

七、我が国の研究開発力の向上や、国際競争力強化の観点から既存の研究助成制度の改善を図る

とともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努め、たぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

右決議する。

#### 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十一年六月二日  
衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

(――は衆議院修正)

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の七条を加える。

(基金)

第二条の一 振興会は、現下の厳しい経済情勢に

対処するための臨時の措置として、将来における

我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中

的に推進するため、平成二十一年度の一般会計

補正予算(第1号)により交付される補助金によ

り、平成二十六年三月三十一日までの間に限

り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充て

るためにそれぞれ当該各号に定める基金を設け

るものとする。

一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的

な研究の総合的かつ計画的な振興のための助

成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端

研究助成基金

二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な

研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに

附帯する業務 研究者海外派遣基金

三 通則法第四十七条及び第六十七条第四号に

係る部分に限る)の規定は、先端研究助成基金

及び研究者海外派遣基金の運用について準用す

る。この場合において、通則法第四十七条第三

号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本

補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外

派遣基金を廃止する場合において、これらの基

金に残余があるときは、政令で定めるところに

より、その残余の額を国庫に納付しなければな

らない。

(区分経理)

第二条の五 振興会は、次に掲げる業務について

は、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなけれ

ばならない。

一 先端研究助成業務

二 附則第二条の二第一項第二号に掲げる業務（研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法第二条第七項を除く。中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学术振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」。

九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（過料）

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用

する通則法第四十七條の規定に違反して先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十一年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

審査報告書

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十八日

外交防衛委員長 棚葉賀津也

### （目的）

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大半を輸入に依存するなど外國貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとつ

て、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力する

とされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各國政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目

的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を行い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

二 暴行若しくは脅迫を行い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを

得させる行為

三 第三者に對して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為

四 強取され若しくはほいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に對し、財物の交付その他の義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為

五 前各号のいずれかに係る海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為

六 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為

七 第一号から第四号までのいずれかに係る海



対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の規定の適用については、第三条第一項及び第四条の罪(第二条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。)は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三条第一項から第三項まで及び第四条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。

第三条 第三条第四項ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為についても、適用する。

第四条 この法律の施行の際現に自衛隊法第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の当該行動については、第七条第一項後段の規定は、適用しない。

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。(自衛隊法の一部改正)

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条 第二項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項」に改める。

第八十二条の二を第八十二条の三とし、第八十二条の次に次の二条を加える。

(海賊対処行動)

第九十三条の二中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同条を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の二条を加える。

第十一条 法律第百三十六号の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

第八十六条中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改める。

対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の規定の適用については、第三条第一項及び第四条の罪(第二条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。)は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三条第一項から第三項まで及び第四条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。

第九十三条の二中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同条を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の二条を加える。

(海賊対処行動時の権限)

第九十三条の二 第八十二条の二に規定する海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

第一百七条第四項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条 第二項に次の二号を加える。

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第号)第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項及び第四条(人質による強要、人質の殺傷)の罪

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成二十一年及び平成二十一年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成二十一年度及び平成二十一年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずるものであるが、適切な措置と認められない。

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）

第十条の二 青色申告書を提出する個人の平成二十一年及び平成二十三年の各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)において、当該各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。)がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第五項までの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

2 前項に規定する個人(同項の規定により読み替えた前条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものに限る。)が、平成二十三年から平成二十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において同じ。)において、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十三年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年分及び平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)前項中「同条第一項から第五項までの規定」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「前条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条第十二項中「第十条の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条第十一条の二とし、第十条の次に次の二条を加える。

参議院議長 江田 五月殿

#### 審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十八日

参議院議長 江田 五月殿  
財政金融委員長 円 より子

越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年分繰税額控除限度超過額が」とあるのは「当該平成二十二年分繰税額控除限度超過額が」とあるのは「当該平成二十二年分繰税額控除限度超過額が」と、「百分の二十九」とあるのは「百分の三十」と、同条第四項及び第五項と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十四年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十四年まで(平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)前条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十五年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十五年まで(平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額が」と、「百分の二十九」とあるのは「百分の三十」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、

十三年から平成二十五年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)前条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」と、「百分の三十」とする。

二 平成二十四年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」と、「百分の二十」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」と、「百分の三十」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 第一項に規定する個人(同項の規定により読み替えられた前条第四項の規定の適用を受けるものに限る。)が、平成二十三年から平成二十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において同じ。)において、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)前条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額が」と、「百分の二十」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の三十」とする。

四 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十二年分繰越税額控除限度超過額と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額が」と、「百分の二十」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とする。

「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十」とあるのは「次条第四項第二号に規定する平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第四項第三号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」と、「百分の三十」とする。

二 平成二十四年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十五年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)前条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額が」と、「百分の二十」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の三十」とする。

三 平成二十五年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十五年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とする。

三 平成二十五年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十五年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とする。

四 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十二年分繰越税額控除限度超過額と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十二年分繰越税額控除限度超過額と規定する個人の平成二十二年における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する特別研究税額控除限度額又は同条第二項に規定する税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第二項の規定





官 報 (号 外)

月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。)前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第一項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額(次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越税額控除限度超過額」のを除く。)又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超

越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。)前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」という。)又は繰越税額控除限度超過額(平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額に該当するものを除く。)を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出をしている場合に限る。) 前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは、「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

官 報 (号 外)

限度超過個別帰属額の生じた連結事業年度開始の日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の前の前日(当該開始の日の前日が平成二十三年三月三十一日後である場合には、同日)までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度における場合には、政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額(既に前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)は、それぞれ平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が平成二十一年四月一日から当該繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合は、この限りでない。

残額)があるときは、当該控除をしても控除しきれない金額は、政令で定めるところにより平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額から控除する。

第一項に規定する法人(同項の規定により読み替えられた前条第六項の規定の適用を受けるものに限る。)が、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。)において、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合における第一項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

「」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額(次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額)」と該当するものを除く。又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額が」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

〔及び第六項〕と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は同項第四号に規定する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。)第一項中「第六項及び第七項」とあるのは

おいて平成二十一年度分繰越し中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越し中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越し中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越し中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。)前条第七項中「繰越し中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越し中小企業者等

官 報 (号 外)

税額控除限度超過額、同項第四号に規定する  
平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除  
限度超過額(以下この項において「平成二十二  
年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過  
額」という。)又は繰越中小企業者等税額控除  
限度超過額(平成二十二年度分繰越中小企業  
者等税額控除限度超過額に該当するものを除  
く。)を「繰越中小企業者等税額控除限度  
超過額に」とあるのは平成二十二年度分繰越  
中小企業者等税額控除限度超過額、平成二十  
二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過  
額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額  
の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控  
除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が  
と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と  
する。

度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項中「前二項の規定により読み替えられた前条第三項」とあるのは第一項及び第五項の規定により読み替えられた前条第七項」と、「第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額とあるのは第六十八条の九の二第八項第七号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額(当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額控除限度超過個別帰属額)とあるのは第六十八条の九の二第八項第七号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額(当該平成二十一年度分繰越中小連結

法人税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分繰越中小連絡法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」があるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究額控除限度額のうち、これら」とあるのは「前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額」と、第四項中「前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第三項に規定により読み替えられた同条第三項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた同条第七項」と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

第三号中「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過個別定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額、第六十八条の九の二第二項第三号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」と、同項第四号中「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額、第六十一条の九の二第八項第七号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とする。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

二 平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する法人の平成二十二年四

月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

三 平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

四 平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額既に第一項及び第五項の規定

9 により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう。

第一項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第六項の規定の適用を受ける場合の同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六項」とあるのは、「若しくは第六項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第三項(第六項において準用する場合を含む。)の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた第六十八条の九の二第一項第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受ける場合の同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六項」とあるのは、「若しくは第六項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

該適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度(当連結事業年度に該当しない場合には、当該適用を受けた連結事業年度後)の各事業年度が第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(当該適用を受けた連結事業年度後)の同法申告書に第六十八条の九の二第八項第一号若しくは第二号に規定する平成二十一年度分連結越税率控除限度超過額若しくは平成二十一年度分連結越税率控除限度超過額又は同項第五号若しくは第六号に規定する平成二十一年度分連結越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分連結越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第三項、第四項、第六項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における同

を含む。第三項において同じ。)」とする。

第四十二条の五第二項中「前条第六項」を「第十四条の四第六項」に、「前条」を「第四十二条の四第一項」に改め、同条第五項中「前条第十一項」を「第十四条の四十二条の四第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項中「第四十二条の四第十一項」の下に（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(法人税の額から控除される特別扣除額の半分) 第四十二条の十二 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けるとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額(第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十、第ニ項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)に相当する金額を超えたときは、当該各号に掲げる規定にかかるわら

す、当該超える部分の金額(以下この条において「法人税額超過額」という。)は、当該法人の当事業年度の所得に対する法人税の額から控除しない。この場合において、当該法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第四十二条の四第一項から第三項まで(これららの規定を第四十二条の四の二第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定それぞれ第四十二条の四第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額(同条第四項又は第四十二条の四の二第三項の規定によりこれらの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第四十二条の四第五項又は第四十二条の四の二第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする)のうち第四十二条の四第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

む。以下この号において同じ。)の規定 それ  
ぞれ第四十二条の四第六項に規定する中小企  
業者等税額控除限度額のうち同項の規定によ  
る控除をしても控除しきれない金額を控除し  
た金額又は同条第七項に規定する繰越中小企  
業者等税額控除限度超過額、平成二十一年度  
分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若し  
くは平成二十一年度分繰越中小企業者等税額  
控除限度超過額(同条第八項において準用す  
る同条第四項又は第四十二条の四の二第六項  
において準用する同条第三項の規定によりこ  
れらの金額とみなされる金額がある場合には  
当該金額を含むものとし、第四十二条の四第  
八項において準用する同条第五項又は第四十  
二条の四の二第六項において準用する同条第  
四项の規定によりこれらの金額から控除され  
る金額がある場合には当該金額を控除した金  
額とする。)のうち第四十二条の四第七項の規  
定による控除をしても控除しきれない金額を  
控除した金額

五 第四十二条の六第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

六 第四十二条の七第二項、第三項又は第五項の規定、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七 第四十二条の九第一項又は第二項の規定

八 第四十二条の十第二項又は第三項の規定



官 報 (号 外)

の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五から」に、「第四十二条の十一まで」を「第四十二条の十一まで」に改め、「一、第四十二条の十一第二項」の下に「及び第四十二条の十二第一項」を加える。

第六十三条第一項中「第四十二条の四第十一項」の下に「(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第六十八条の九第一項中「次条第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第十一項中「次条第五項」を「第六十八条の十第五項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

の特例)

法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度(以下この条において「連結親法人事業年度」という。)が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。)がある場合における前条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

年度が平成二十一年四月一日から平成二十五年一月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において同じ。)において、平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結越税額控除限度超過額がある場合における前項及び同条の規定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出をしている場合に限る。)前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「連結越税額控除限度超過額がある」とあるのは「連結越税額控除限度超過額(次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額」といふ。)に該当するものを除く。)又は平成二十一

二 年度分連結越税額控除限度超過額がある」と、「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「連結繰越税額控除限度超過額が」、「とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から當該各連結事業年度まで連續して連結確定申告書の提出をしている場合に限る。)前項税額控除限度超過額がある」とあるのは「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「連結繰越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とあるのは「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」とする。

過額が」とあるのは「当該合計額が」と、二百分の二十一とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して連結確定申告書の提出をしている場合に限る) 前条第三項中「連結越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額」という。)又は連結越税額控除限度超過額(平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額に該当するものを除く。)がある」と、「連結越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の三十」とする。

四 連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額は平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額とみなす)は、政令で定めるところにより平成二十一年度分連結申告書の提出をしている場合に限る。)前条第三項中「連結越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額又は連結越税額控除限度超過額がある」と、「連結越税額控除限度超過額超過額に」とあるのは「平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額、平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額及び連結越税額控除限度超過額の合計額に」と、「連結越税額控除限度超過額が、」とあるのは「当該合計額が、」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定について、当該各号に定める金額(既に前二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度(第二号に規定する他の連結事業年度を除く。)の連結所得に対する調整前連結税額(同条第一項に規定す

る調整前連結税額をいう。第八項において同じ。)から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るもの(除く。)は、政令で定めるところにより平成二十一年度分連結申告書の提出をしている場合に限る。)前条第三項中「連結越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額に」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額とみなす。

一 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始した当該連結親法

人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合 当該各事業年度における第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えられた第四十二条の四第一項又は

第二項に規定する税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額既に第四十二条の四の二第一項及び第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額

三月三十一日後である場合には、同日)までに開始した事業年度で連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めることにより計算した金額)に相当する金額

二 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始した各連結事業年度において次の各号に掲げる場合に該当する場合における第二項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額(前項の規定により平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。)のうち当該各号に定める金額は、政令で定めることにより当該平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額とみなされるもの(除く。)をした場合

二 連結子法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合 当該解散の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度(当該合併の日が連結事業年度開始の日である場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度)における当該合併により解散した連結子法人に係る平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過額とみなされる場合には、当該解散の日を含む連結事業

る調整前連結税額をいう。第八項において同じ。)から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るもの(除く。)は、政令で定めるところにより平成二十一年度分連結申告書の提出をしている場合に限る。)前条第三項中「連結越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結越税額控除限度超過額とみなす。

一 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始した当該連結親法

人事業年度開始の日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年制度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。)を行つた場合 当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四の二第三項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額とみなされ

て同条第一項及び第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から

当該事業年度の所得に対する法人税の額から

人事業年度開始の日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年制度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。)を行つた場合 当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四の二第三項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額とみなされ

て同条第一項及び第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から

当該事業年度の所得に対する法人税の額から

稅額控除限度超過個別歸屬額

四 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなかつた場合(前二号に掲げる場合を除く。) その有しなかつた日を含む事業年度開始日の前日を含む連結事業年度(その連結完全支配関係を有しなかつた基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散(合併による解散を除く。)である場合には、その解散の日を含む連結事業年度)における当該連結完全支配関係を有しなかつた連結子法人に係る平成二十一年度分連結越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結越税額控除限度超過個別帰属額

日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出をしている場合に限る。)第一項中、「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額(次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。)又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

又は平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額)の提出をしている場合に限る。) 第一項中「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は同項第六号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人連結法人税額控除限度超過額がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度及び平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額が」と、「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

（連結事業年度まで連続して連結確定申告書の提出をしている場合に限る。）前条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、同項第六号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」といいう。）又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額（平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するものを除く。）がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額にとあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の三十」とす る。

提出をしている場合に限る。) 前条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、同項第六号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の合計額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額が、」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

第三項及び第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項中「前二項」とあるのは「第一項及び第五項」と、「前条第三項」とあるのは「前条第七項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項」と、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は特別研究税額控除限度額のうち、同項」と、「第二項

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。)において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があるときにおける同条第十一項の規定の適用については、同項第三号中「連結縦越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「連結縦越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十一年度分連結縦越税額控除限度超過個別帰属額」と、同項第四号中「縦越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額、次条第八項第七号に規定する平成二十一年度分縦越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十一年度分縦越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と読み替えるものとする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

二 平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された残額)の合計額をいう。



三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第六十八条の九第九項」と、

「、第七項及び第九項の」とあるのは「及び第七項（これらの規定を同法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第六十八条の九第九項の」とする。

第七項の規定の適用がある場合における同条第十  
八項の規定の適用については、同項中「(連結納  
税の承認を取り消された場合の法人税額)」と  
あるのは「(連結納税の承認を取り消された場合  
の法人税額)」(同法第六十八条の九の二第七項  
(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除  
の特例)の規定により読み替えて適用する場合  
を含む。次項において同じ。)」と、「(連結納税  
の承認を取り消された場合の法人税額)」とあ  
るのは「(連結納税の承認を取り消された場合の  
法人税額)」(同法第六十八条の九の二第七項(試  
験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特  
例)の規定により読み替えて適用する場合を含  
む。)」とする。

第六十八条の十第二項中「前第六項」を「第十八条の九第六項」に、「前条」を第六十八条の九、」に改め、同条第五項中「前条第十一項」を「第六十八条の九第十一項(前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十一第五項及び第六十八条の十五第五項中「第六十八条の九第十一項」の下に「第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)  
第六十八条の十五の二 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人  
人が一の連結事業年度の連結所得に対する法人税の額の計算において次の各号に掲げる規定

額から控除しない。この場合において、当該調整前連結税額超過額は、次の各号に定める額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第六十八条の九第一項から第三項まで(これら)の規定を第六十八条の九の二第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定それぞれ第六十八条の九第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する連結繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額(同条第四項又は第六十八条の九の二第三項の規定によりこれらの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第六十八条の九第五項又は第六十八条の九の二第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)のうち第六十八条の九第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

結法人税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第七項に規定する繰越中小連絡法人税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連絡法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連絡法人税額控除限度超過額(同条第八項において準用する同条第四項又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項の規定によりこれらとの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第六十八条の九第八項において準用する同条第五項又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)のうち第六十八条の九第七項の規定による控除をしても控除しきれない金額を

三 第六十八条の九第九項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同第十項の規定を適用して計算した金額)のうち同条第九項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

四 第六十八条の十第二項又は第三項の規定

それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除



結確定申告書等に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 前項に定めるもののほか、第一項各号に定め

る金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の調整前連結税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四から第六十八条の十七まで」を「第六十八条の十四、第六十八条の十五、第六十八条の十六、第六十八条の十七」に改める。

第六十八条の六十六第一項第一号中「四百万円」を「六百万円」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の九第十一項」の下に「(第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第五項第二号中「第六十八条の九から第六十八条の十五まで」を「第六十八条の九(第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六十八条の十五の二まで」に改め、「と、第六十八条の十五第二項」の下に「及び第六十八条の十五の二第一項」を加える。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「第六十八条の九第十一項」の下に「(第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第十一項第二号中「第六十八条の九から第六十八条の十五まで」を「第六十八条の十五

の九(第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六十八条の十五の二まで」に改め、「と、第六十八条の十五第二項」の下に「及び第六十八条の十五の二第一項」を加える。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の九第十一項」の下に「(第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第七十条の二第一項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改め、同条を第七十条の二の二とし、第七十条の次に次の二条を加える。

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち五百万元までの金額(既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)については、贈与税の課税価格に算入しない。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の

取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該省令で定めるものを含む。)をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の

に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等(増改築等の完了に準する状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改

築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日遅滞なく当該特定受贈者

取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該省令で定めたとき又は新築若しくは取得をしたこれら

の二第一項)を加える。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の九第十一項」の下に「(第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第七十条の二第一項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改め、同条を第七十条の二の二とし、第七十条の次に次の二条を加える。

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち五百万元までの金額(既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)については、贈与税の課税価格に算入しない。

二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定める

等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上である者をいう。

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことの

ある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋

につき行う増築、改築その他の政令で定める

工事(当該工事と併せて行う当該家屋と一体

となつて効用を果たす設備の取替え又は取付

けに係る工事を含む。)で次に掲げる要件を満

たすものをいう。

イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上

であること。

ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主と

してその居住の用に供すると認められるも

のであること。

八 その他政令で定める要件
五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等(特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。)の対価に充てるための金銭をいう。
イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)
ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得(当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)

ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等(当該家屋についての当該増改築等とともにその敷地の用に供されることがとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)
一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該特定受贈者の居住の用に供していかつたとき。
二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該特定受贈者の居住の用に供していかつたとき。
三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該特定受贈者の居住の用に供していかつたとき。
四 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

5 一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供していかつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書及び前項の規定に対する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。
6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。
7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。

8 4 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該特定受贈者の居住の用に供していかつたとき。
9 三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。
10 四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用について、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」とする。
11 五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中の「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二第四項(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する修正申告書の提出期限」とする。
12 六 一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。
13 二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定によるとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その

他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続

税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められたことについてやむを得ない事情があると認めたときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、

第一項の規定を適用することができる。

9 第三項、第四項又は前二項に定めるもののか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の二の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

第三条 新法第十条の七の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四条 新法第四十二条の四の二の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第五条 新法第四十二条の十二の規定は、法人の税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 新法第六十一条の四第一項の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第七条 新法第六十八条の九の二の規定は、連結法人の連絡親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度)を開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第八条 新法第六十八条の九の二の規定は、連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置

第九条 新法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の連絡親法人事業年度が平成二十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十八日

厚生労働委員長 辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成二十一年度及び平成二十二年度において財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により二分の一とともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で二分の一への引上げを恒久化する等のため、国民年金法等の一部を改正する法律その他の関係法律について所要の改正を行おうとするものであるが、適切な措置と認められない。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
(小字及び  
は衆議院修正)  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
(小字及び  
は衆議院修正)  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
(小字及び  
は衆議院修正)  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
(小字及び  
は衆議院修正)  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書  
(小字及び  
は衆議院修正)  
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

官 報 (号 外)

平成二十三年三月までの期間及び」に改め、同項第五号中「前月以前の期間」の下に「(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)」を加え、同項第六号及び第七号中「特定月」を「平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月」に改め、同項第八号中「前月以前の期間」の下に「(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)」を加え、「及び」を並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び」に改め、同項第九号中「前月以前の期間」の下に「(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)」を加え、同項第十号及び第十一号中「特定月」を「平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月」に改め、同項第十二号中「前月以前の期間」の下に「(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)」を加え、「及び」を並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び」に改め、同項第十三号中「前月以前の期間」の下に「(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)」を加え、「及び」を並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び」に改め、「及び」を「並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び」に改める。

年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第三十七条第三号、第五号及び第七号」を「第三十七条第三号、第五号及び第七号」(平成十九年度及び平成二十年度にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第三十七条第三号、第五号及び第七号)」に改める。

第三条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成二十一年法律第二号)第三条第一項の規定により財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。附則第十六条第一項を次のように改める。

特定年度については、税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)附則第一百四条の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革をいう。)により所要の安定した財源の確保が図られる二年三月までの間」を「図られる年度」に改め、年度を定めるものとする。

附則第十六条第二項中「平成二十一年度まで」の間の「いずれかの」を「図られるに、「平成二十一年三月までの間」を「図られる年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特

定年度の前年度まで(平成二十二年度以前の年度を除く。)の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

前項の場合において、特定月の前月までの期間(平成二十三年三月以前の期間を除く。)

に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る年金料免除期間の日数について、平成二十二

保険料免除期間の月数について、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

**(平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)**

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び

平成二十二年度の各年度における厚生年金保

險の管掌者である政府が国民年金法第九十四

条の二第一項の規定により負担する基礎年金  
廃出金の一部を充てること、当該各年度この

拠出金の一部は充てたるため 当該各年度は一  
いて、前条第六項の規定により読み替えるべ

い、前条第1項の規定に付する書類の書式に付す。

法第八十条第一項に規定する額のほか、第七十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する額と前条第六項の規定

により読み替えた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年度以前の年度を除く。)の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

附則第五十六条第二項中「から特定年度の前年度まで」を「及び平成二十年度」に改め、同条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第百十三条第一項		附則第百十三條第二項		附則第百十四條第一項	
及び	第一百十三条第一項	並びに昭和六十年国民年金等改正法 改正法 を除く。)	平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用においては、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	附則第三十四条第二項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第七項及び第十四条第一項	厚生年金保険法 適用する厚生年金保険法
第一百十三条第二項	第八十条第一項	を除く。並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条の二前段	附則第百三十二条第一項第三号	附則第三十四条第一項	平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において読み替えて
並びに	段	第八十条第一項及び平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の二前	附則第百三十二条第二項第一号	附則第百三十三条第七項及び第十四条第一項	三十二条第六項において読み替えて



(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「をいう」の下に「附則第八条の三において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部を充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後

の法第一百十三条第三項第一号に定める額はか、第一条の規定による改正後の法第一百十三

条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める

額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十一年度以前の年度を除く。)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条の規定により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担と

するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号)の公布の

日のいずれか遅い日から施行する。  
(検討)

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化

率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最

低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二十三条の二中「第一百三十二条第二項第一号」を「第一百三十三条第四項第二号」に改める。

第一百一条の二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第一百三十二条第二項第一号」を「第一百三十三条第四項第二号」に改める。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、一層のサービスの改善と需要の拡大が図られるよう、タクシー事業の適正化及び活性化に努め、利用者の選択性を高めるための方策、最新のIT技術を活用したサービス提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等、関係者の緊密な連携により推進すること。

二、全国各地域におけるタクシーの供給過剰とそれに伴う違法不適切な事業運営、労働条件の悪化等の実情を踏まえ、その対策を迅速かつ効果

## 附則第三十二条の二及び第三十二条の三中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十八条の次に次の二条を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第九十八条の二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改める。

附則第一百一条の次に次の二条を加える。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正す  
る法律の一  
部改正)

第一百一条の二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第一百三十二条第二項第一号」を「第一百三十三条第四項第二号」に改める。

## 要領書

## 委員会の決定の理由

本法律案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、

当該地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者が成し、国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めようとするものであります。別紙の附帯決議を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、委員会の決定の理由

二、本法律案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、



般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応するにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

一 供給過剰(供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。)の状況  
二 事業用自動車一台当たりの収入の状況  
三 法令の違反その他の不適正な運営の状況  
四 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

2 國土交通大臣は、特定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。  
5 市町村長は、当該市町村の属する都道府県について、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

## (基本方針等)

第四条 國土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

## (基本方針)

第六条 國は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項  
二 第九条第一項に規定する地域計画の作成に関する基本的な事項

三 特定事業その他の第九条第一項に規定する地域計画に定める事業に関する基本的な事項

四 その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 國は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

3 協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域計画)

第九条 協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画(以下「地域計画」という。)を作成することができる。

2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針  
二 地域計画の目標

3 前号の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

4 前三号に掲げるもののほか、地域計画の実施に關し当該協議会が必要と認める事項

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針  
二 地域計画の目標

3 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。

4 協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。

5 協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付を受けたときは、協議会に対し、必要な

助言をすることができる。

第三項から前項まで  
前二項の規定は、地域計画の変更について準用する。

(地域計画に定められた事業の実施)

第十条 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

2 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要な協力を要請する必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

#### (特定事業計画の認定)

第十一條 地域計画において特定事業に関する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その特定事業計画が一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を適切かつ確実に推進するために適当である旨の認定を申請することができる。

2 特定事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定事業の内容
- 二 特定事業の実施時期
- 三 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

#### 四 特定事業の効果

五 前各号に掲げるもののほか、特定事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの(以下「事業再構築」という。)について、次に掲げる事項を定める」とができる。

4 前三号に掲げるもののほか、その実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

#### 一 内容

#### 二 實施時期

#### 三 効果

5 前項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 特定事業計画に定める事項が特定事業(当該特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築。以下同じ。)を確実に遂行するため適切なものであること。

三 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあっては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条

各号に掲げる基準に適合すること。

四 特定事業計画に共同事業再構築(二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築をいう。以下同じ。)に関する事項が定められている場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 共同事業再構築を行う一般乗用旅客自動車運送事業者と他の一般乗用旅客自動車運送事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものないこと。

6 第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 第四項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (公正取引委員会との関係)

8 第十二条 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という。)がその認定に係る特定事業計画(以下「認定事業者」という。)と同一の運送として国土交通省令で定めるものに限る。第三項において同じ。)について前条第四項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申

請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従つて行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に係る特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業における市場の状況その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による送付を受けた特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が前条第四項の認定をした特定事業計画に従つてする共同事業再構築について、当該認定後の経済的事情の変化により、一般乗用旅客自動車運送事業者間の適正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害することならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

4 第十三条 第十一条第四項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)がその認定に係る特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という。)に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合においては、道路運送法第九条の三第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。



官報(号外)

ハ (一) 口に掲げる許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項(定義)に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車(道路運送法の合計数を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの)

投票者氏名

日程第一 株式会社地域力再生機構法案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

川崎 稔君	足立 信也君	青木 愛君	家西 悟君	一川 保夫君	岩本 司君	梅村 聰君	小川 敏夫君	大石 尚子君	大河原雅子君	大久保潔重君	大塚 耕平君	加賀谷 健君	風間 直樹君	神本美恵子君	川合 孝典君
木俣 佳文君	金子 恵美君	亀井亞紀子君	川上 義博君	大島九州男君	岡崎トミ子君	加藤敏幸君	大久保勉君	大石 正光君	源幸君	尾立 源幸君	高橋 千秋君	津田弥太郎君	内藤 友近君	西岡 中村君	川崎 稔君

認可件数 一件につき五千円

長浜 博行君	中谷 智司君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	白 真熟君	姫井由美子君	平野 達男君	広田 一君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	藤原 良信君	前川 清成君	牧山ひろえ君	松井 孝治君	松岡 徹君	藤谷 光信君	羽田雄一郎君
西岡 武夫君	中村 哲治君	佐藤 彰君	郡司 駿君	行田 邦子君	島田智哉子君	自見庄三郎君	今野 東君	舟山 康江君	藤原 正司君	藤末 健三君	前田 武志君	増子 輝彦君	松浦 大悟君	松野 信夫君	谷川 秀善君	林 久美子君
木俣 佳文君	木俣 仁君	佐藤 公治君	小林 正夫君	下田 敦子君	芝 博一君	佐藤 充君	櫻井 輿石君	行田 邦子君	藤原 昭司君	藤末 健三君	藤谷 光信君	二之湯 智君	西田 昌司君	西田 昌司君	中村 博彦君	佐藤 昭郎君
西岡 武夫君	岸 河合君	中谷 智司君	佐藤 泰介君	自見庄三郎君	島田智哉子君	了君	佐藤 泰介君	行田 邦子君	前田 武志君	前田 武志君	前田 武志君	南野知恵子君	西田 昌司君	西田 昌司君	中村 博彦君	佐藤 昭郎君

木村 仁君	木村 忍君															
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

岸 信夫君																
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

西田 実仁君																
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

浜田 昌良君																
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

平成二十一年六月十九日

參議院會議錄第三十一號 投票者氏名

五八

官報(号外)

平成二十一年六月十九日 参議院会議録第三十一号 投票者氏名	日程第三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)									
	賛成者(白色票)氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	中村 鶴保	谷川 秀善君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
加納 荻原 時男君	紙 智子君	小池 晃君	博彦君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	北川イッセイ君	山口那津男君	小池 正勝君	佐藤 昭郎君	弘友 和夫君
加治屋義人君	大門実紀史君	仁比 聰平君	徳信君	谷保 唐介君	佐藤 一保君	佐藤 仁君	山口那津男君	東君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
岩永 浩美君	山下 芳生君	近藤 正道君	龍平君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	北川イッセイ君	山本 香苗君	西田 正勝君	佐藤 昭郎君	弘友 和夫君
尾辻 秀久君	福島みずほ君	又市 征治君	貞雄君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 仁君	山口那津男君	東君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
岡田 広君	糸数 慶子君	川田 龍平君	谷川 秀善君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	北川イッセイ君	山本 香苗君	西田 正勝君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
	九九名									
加藤 修二君	脇 義家	森 まさこ君	橋本 聖子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
風間 昶君	魚住裕一郎君	丸山 和也君	藤井 聰君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		舛添 祥史君	橋本 聖子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
木俣 佳丈君	秋元 司君	吉田 山内	松山 政司君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
喜納 昌吉君	有村 治子君	山田 俊男君	要一君	西田 昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川上 義博君	泉 信也君	浅野 勝人君	舛添 祥史君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	市川 一朗君	石井 準一君	要一君	西田 昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		青木 幹雄君	舛添 祥史君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
前川 清成君	岩城 光英君	磯崎 陽輔君	藤井 準一君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		岡田 直樹君	岡田 勝人君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		時男君	時男君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	足立 信也君	森 まさこ君	橋本 聖子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	青木 愛君	丸山 和也君	藤井 聰君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川上 義博君	植松恵美子君	舛添 祥史君	橋本 聖子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	小川 勝也君	石井 一君	要一君	西田 昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		犬塚 直史君	要一君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		大石 正光君	舛添 祥史君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		大久保 勉君	要一君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		大島九州男君	尾立 源幸君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		岡崎トミ子君	植松恵美子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		金子 恵美君	小川 勝也君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		龜井西紀子君	大石 正光君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		川上 義博君	大久保 勉君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		舟山 康江君	大島九州男君	尾立 源幸君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	相原久美子君	大石 正光君	植松恵美子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	渡辺 秀央君	大石 正光君	植松恵美子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	大久保 勉君	大石 正光君	植松恵美子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	大島九州男君	尾立 源幸君	植松恵美子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		岡崎トミ子君	大石 正光君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		金子 恵美君	大島九州男君	尾立 源幸君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
		龜井西紀子君	大石 正光君	植松恵美子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
		川上 義博君	大島九州男君	尾立 源幸君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	渡辺 秀央君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	大島九州男君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	岡崎トミ子君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
		金子 恵美君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
		龜井西紀子君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
		川上 義博君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
反対者(青色票)氏名										
木俣 佳丈君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	木村 仁君	神取 忍君	岸 信夫君	河合 常則君	
喜納 昌吉君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	昌司君	中山 恽子君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
川崎 川合	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	澤 雄二君
舟山 康江君	辻 泰弘君	高嶋 良充君	谷岡 郁子君	西田 昌司君	中川 雅治君	鷹保 唐介君	佐藤 信秋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰介君	

日程第四　租税特別措置法の一部を改正する法律  
案（内閣提出、衆議院送付）

岡田	青木	水岡	円	牧山ひろえ君
衛藤	幹雄君	俊一君	より子君	松岡 徹君
岩城	浅野	室井	水岡	松井 孝治君
儀崎	石井	森田	俊一君	円
直樹君	準一君	柳澤	邦彦君	より子君
	陽輔君	高君	高君	水岡
		吉川	柳澤	俊一君
		沙織君	光美君	室井
		舫君	幹彦君	森田
		蓮	山根	柳澤
		市田	隆治君	高君
		小池	吉川	吉川
		仁比	沙織君	柳澤
		聰平君	舫君	高君
		近藤	蓮	吉川
		正道君	市田	柳澤
		潤上	忠義君	高君
		山内	晃君	吉川
		徳信君	聰平君	柳澤
		川田	近藤	高君
		龍平君	正道君	吉川
			潤上	柳澤
			山内	高君
			徳信君	吉川
			龍平君	柳澤
				高君

岡田	庄君	加治屋義人君	神取	忍君
木村	仁君	佐藤	小泉	北川イツセイ君
椎名	一保君	信秋君	昭男君	木村
末松	信介君	佐藤	佐藤	仁君
世耕	弘成君	耕太郎君	吉田	木村
田村	耕太郎君	谷川	秀善君	義家
鶴保	庸介君	中村	博彦君	吉田
中村	博彦君	二之湯	智君	山内
西田	昌司君	西田	昌司君	森
南野	知恵子君	橋本	聖子君	丸山
舛添	要一君	藤井	孝男君	松村
舛添	要一君	橋本	聖子君	祥史君
和也君	和也君	藤井	孝男君	政司君
まさこ君	まさこ君	松山	祥史君	佐藤
俊夫君	俊夫君	森	和也君	吉田
一太君	一太君	山内	まさこ君	吉田
博美君	博美君	山田	俊夫君	弘介君
雅史君	雅史君	山本	一太君	吉田

反对者(青色票)氏名

三  
名

魚住裕一郎君	加藤修一君	草川昭三君	澤雄二君	谷合正明君	山口那津男君	浜田昌良君	弘友和夫君	山本香苗君	渡辺孝男君	荒井広幸君	松下新平君	山東昭子君
色彌氏名	足立信也君	青木愛君	家西悟君	石井一君	犬塚直史君	植松恵美子君	小川勝也君	尾立源幸君	大石正光君	大久保勉君	金子恵美君	龜井亜紀子君
色彌氏名	足立信也君	青木愛君	家西悟君	石井一君	犬塚直史君	植松恵美子君	小川勝也君	尾立源幸君	大石正光君	大久保勉君	金子恵美君	加藤敏幸君
色彌氏名	足立信也君	青木愛君	家西悟君	石井一君	犬塚直史君	植松恵美子君	小川勝也君	尾立源幸君	大石正光君	大久保勉君	金子恵美君	龜井亜紀子君
色彌氏名	足立信也君	青木愛君	家西悟君	石井一君	犬塚直史君	植松恵美子君	小川勝也君	尾立源幸君	大石正光君	大久保勉君	金子恵美君	加藤敏幸君
色彌氏名	足立信也君	青木愛君	家西悟君	石井一君	犬塚直史君	植松恵美子君	小川勝也君	尾立源幸君	大石正光君	大久保勉君	金子恵美君	龜井亜紀子君

川上	義博君	北澤	俊美君	木俣	佳丈君
郡司	彰君	行田	邦子君	今野	東君
佐藤	泰介君	自見庄	三郎君	島田智哉	子君
主濱	了君	鈴木	寛君	高嶋	良充君
		田中	康夫君	武内	則男君
		谷岡	郁子君	辻	泰弘君
		那谷屋正義君	直嶋	徳永	久志君
		富岡由紀夫君	中村	哲治君	西岡
			平田	武夫君	健二君
			平山	幸司君	長谷川憲正君
藤谷	光信君	林 久美子君	平山	広中和歌子君	藤末 健三君

川崎 喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君 小林 正夫君  
喜久君 與石 東君  
佐藤 櫻井 充君  
芝 博一君  
下田 敦子君  
櫻賀津也君  
鈴木 陽悅君  
谷 博之君  
田名部匡省君  
千葉 景子君  
津田弥太郎君  
高橋 千秋君  
外山 斎君  
轟木 利治君  
中谷 司君  
内藤 正光君  
友近 聰朗君  
長浜 行君  
羽田雄一郎君  
白 姬井由美子君  
平野 達男君  
廣田 一君  
藤本 祐司君  
福山 哲郎君  
藤田 幸久君

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十九日

參議院會議錄第三十一號

投票者氏名



官 報 (号 外)

平成二十一年六月十九日

参議院会議録第三十一号

投票者氏名

反対者氏名

○名

川田	松下	大門 実紀史君	紙 純子君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	山本 香苗君	浜田 昌良君	澤 雄二君	谷合 正明君	草川 昭三君	脇 魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 雅史君	
田中	直紀君	川田 龍平君	又市 広幸君	福島 みづほ君	山下 芳生君	大江 糸数	山内 康弘君	仁比 澄平君	近藤 聰雄君	渕上 貞信君	市田 忠義君	浜四津敏子君	西田 實仁君	荒木 清寛君
		新平君	征治君	みづほ君	芳生君	大江 糸数	山内 康弘君	仁比 澄平君	近藤 聰雄君	渕上 貞信君	市田 忠義君	浜四津敏子君	西田 實仁君	荒木 清寛君
						山東 慶子君	山内 康弘君	仁比 澄平君	近藤 聰雄君	渕上 貞信君	市田 忠義君	浜四津敏子君	西田 實仁君	荒木 清寛君
						昭子君								

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日  
郵便物認可

平成二十一年六月十九日 參議院會議錄第三十一號

六四

發行所
二東京都一〇五番四四号虎ノ門二丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 1110円)